

## 一部手続のオンライン化について

令和3年6月1日から、警察行政手続サイトにより、一部手続についてオンライン申請等が可能となっています。

警備業法関係の対象手続は次のとおりです。

### ★ オンライン申請等が可能な手続 ★

(今後変更される場合があります)

- |   |                     |                 |
|---|---------------------|-----------------|
| 1   | 服 装 の 届 出           | (警備業法第16条第2項)   |
| 2   | 服 装 の 変 更 の 届 出     | (警備業法第16条第3項)   |
| 3   | 廃 止 の 届 出           | (警備業法第10条第1項)   |
| ※ 認定証は、後日警察署へ持参していただくか郵送で送付してください。                                      |                     |                 |
| 4   | 護 身 用 具 の 届 出       | (警備業法第17条第2項)   |
| 5   | 護 身 用 具 の 変 更 の 届 出 | (警備業法第17条第2項)   |
| 6   | 営 業 所 の 届 出 等       | (警 備 業 法 第 9 条) |
| 警備業者が、その主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域内で警備業務（内閣府令で定めるものを除く。）を行おうとするときの届出に限る。 |                     |                 |
| ※ 和歌山県内に営業所を設ける場合は対象外となります。   |                     |                 |

「警察行政手続サイト」(【URL】<https://proc.npa.go.jp/>)  
和歌山県警察のホームページの「相談・申請・手続き」  
中でもリンクさせていますので、御活用ください。

詳しくはお問い合わせください。

#### 【問合せ先】

和歌山県警察本部生活安全企画課 銃砲・営業等許可係  
電話番号 073-423-0110 (内線3053)



和 歌 山 県 警 察